

「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（案）」に対するご意見と それに対する岐阜市の考え方

意見募集期間 令和6年2月1日 ～ 3月1日

意見提出数 2通（直接提出：1通、郵送：0通、ファクシミリ：0通、電子メール：1通、意見提出フォーム：0通）

意見項目数 2件

項目	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜市の考え方	変更の有無
1	10ページ	DV加害者に対する取り組みを導入することに賛成です。要望として、DV加害者の相談窓口を新設していただきたいです。DV加害者の中には、自分の行為がDVにあたるのかわからない。暴力や暴言をやめたいがどうしてよいかかわからないと悩んでいる人もいます。福岡県、鳥取県、京都府ではDV加害者電話相談窓口や専門相談員との個人カウンセリング後にグループワークを行う更正プログラムを行っています。DV被害者もDV加害者もより良い生活を送っていただけるように加害者相談窓口の設置をお願いします。	本計画は県の計画を準用して策定しており、県と同様に加害者がDVを自覚できるように啓発していきます。 また、近年、他県でDV加害者相談に関する取り組みが行われていることから、こうした情報を収集し、DV被害を未然に防ぐ取り組みを検討していきます。	無
2	13ページ 16ページ	DVについては岐阜市もいろいろ計画が出されていて、DVについては整備されてきていると思います。DVでは身を隠すという雰囲気が多く感じられ、加害者に何らかの措置が取られず、被害者家族が環境を変えずに生活出来る方法はないでしょうか。DV被害者家族での子どもの教育が一時保護をされている期間でも受けられる環境を作ってもらえると良いと思います。DVの被害者が安心して次なる生活に繋がるように母子生活支援施設も利用してもらいたい。	DV被害者支援は命の安全を最優先に行っており、一時保護については「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第3条第4項において、「一時保護は、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たすものに委託して行う」とされていることから、県女性相談センターにて実施しております。 本市では一時保護中においても、被害者支援に寄り添い、可能な限り早期に安心安全な生活環境を整えられるよう努めてまいります。また、母子生活支援施設は安心安全な生活環境の選択肢の一つであり、被害者支援の必要に応じて利用していただくこととしております。	無